

# ○国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別に関する相談窓口の設置等に関する要項

〔平成28年3月17日  
制 定〕

改正 平成29. 3.28 令和元. 9.11  
令和2. 3.26 令和3.10.28  
令和4. 3.17 令和4. 4. 1  
令和5. 3.16

(趣旨)

**第1条** この要項は、国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則（以下「規則」という。）第9条第2項の規定に基づく相談窓口の設置等に関する必要な事項を定める。

(相談窓口)

**第2条** 最高管理責任者は、別表のとおり相談窓口を指定する。

(役割)

**第3条** 相談窓口の教職員は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるよう努めなければならない。

(相談窓口の業務)

**第4条** 相談窓口の教職員は、相談者のプライバシー等の尊重に留意し、人権の侵害にならないよう十分配慮しつつ、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相談者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認する。
- (2) 監督者に前号の相談等について報告するとともに、その指示に従い、必要に応じて関係部局と連携して、迅速かつ適切に対処する。
- (3) 障害者差別紛争防止等委員会に第1号の相談等について報告する。

(総括監督責任者への報告)

**第5条** 監督責任者は、規則第5条第2項の報告等の内容について、総括監督責任者に報告しなければならない。

(雑則)

**第6条** この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3.28）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元. 9.11）

この要項は、令和元年9月11日から施行する。

**附 則**（令和2.3.26）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3.10.28）

この要項は、令和3年11月1日から施行する。

**附 則**（令和4.3.17）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4.4.1）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5.3.16）

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

## 別 表

### 最高管理責任者が指定する相談窓口一覧（第2条関係）

各学部等支援室
学務部教育企画課教務担当係
学務部学生支援課学生生活支援担当係（なんでも相談室）
学務部学生支援課キャリア支援担当係
学務部留学・国際交流課国際交流担当係（留学生相談室）
アドミッションセンター（学務部入試課入学試験実施担当係）
障がい学生支援室
保健センター
研究機構（研究・連携推進部研究推進・国際連携課）
図書館（研究・連携推進部図書情報課）
情報メディア基盤センター（総務部情報基盤課）
ダイバーシティ推進センター（研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課）
各附属学校事務室
財務部施設管理課企画係
総務部総務課総務係